

いのちのとりで裁判

愛媛アクションNEWS

いのちのとりで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1
愛媛医療生協内 Tel.089-990-8677

Facebook

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日/2022年9月12日 VOL.31

愛媛・人間らしく生きたい裁判 第24回期日のご報告

2022年8月31日(水)午後2時から、第24回期日がありました。原告7人、支援者や学生など15名ほどが傍聴しました。猛暑かつコロナ禍での期日のため、原告の参加は少なかったですが、大学生の傍聴が7~8名ほどありました。また、最近はず必ず新聞社の記者が複数傍聴しています。熊本、東京地裁の勝訴判決の影響だと考えられます。多くの方に興味をもってもらいたいですね。

菅弁護士の準備書面説明

裁判では、最初に菅弁護士から生活保護基準の引き下げの根拠になった「生活扶助相当CPI(消費者物価指数)」の問題点について、学者意見書に基づいて説明がありました。

50代女性の意見陳述

続いて久保弁護士から、ある原告の生活実態に関する意見陳述の代読が行われました。

原告は50代の女性です。派遣社員として働きながら娘を1人で育てているときに、病気で入院して医療費が払えなくなり生活保護を受給するようになりました。現在、娘は就職して独立し、1人で生活をしています。

医療費が保護で出るのはありがたいと感謝しつつ、ふだんの生活は苦しい状況です。食事はまともにとるのは夜だけで、朝昼は2食まとめるか抜くかのどちらかです。コロナ以

降はマスクや消毒関係の物も必要になって、出費が増えました。入浴は一年中シャワーだけです。夏はガス代を減らそうと水シャワーにしています。冬はファンヒーターの灯油代が掛かるので厚着をして、孫娘が来たとき以外はなるべくつけないようにしています。保護費減額は9年前のことになりますが、1,500円くらい下がりました。当時はまだ娘も一緒に生活していて、毎月数百円を惜しんでやりくりしている中で、かなり大変な思いをしました。

国は、物価が下がったから生活保護費も下げたという説明がされているようですが、本当にそうでしょうか。今は、もうすぐ3歳になる孫娘の成長だけを楽しみにしています。人間的な最低限度の生活とは何でしょうか。せめて元の基準に戻してほしいと思います。

切実な生活実態を受け止めて

久保弁護士の代読を聞いていて、原告の女性の生活の様子が目に浮かぶようでした。娘さんを育てるために苦勞し、娘さんやそのお孫さんのことを、第一に考えている優しいお母さんです。数百円のやりくりに込められた思いに、涙が出てくるようでした。原告の切実な生活実態を裁判官は真っすぐに受け止めてほしいです。

次回の期日は、12月7日(水)14時からです。多くの方に傍聴していただけることを期待しています。



東京地裁でも勝訴



やったぞ！大阪地裁、熊本地裁に次ぐ勝訴だ！



はっさく訴訟弁護団 高田一宏弁護士

全国の皆様の後押しのおかげ

6月24日、東京地裁は、2013年8月から3回に分けて実施された生活保護基準の引下げが厚生労働大臣の裁量権の逸脱又は濫用するもので生活保護法に違反すると判断し、保護費の減額処分を取り消すという判決を言い渡しました。

全国のみなさまの後押しのおかげで良い判決を得ることができたことにつき、原告団・弁護団・応援団を代表してまずは御礼申し上げます。

東京地裁判決のポイント

東京地裁判決のポイントは、生活保護基準改定についての厚生労働大臣の判断過程についてもきちんと裁判所が判断できることを前提に、その判断過程には専門技術的考察を要することから、専門家の関与のあり方や専門的知見を収集することの重要性を

指摘し、基準改定が社会保障審議会生活保護基準部会等による審議検討を経ないで行われた場合には、改定の合理性について被告側で十分な説明が行われることを要し、その説明の内容に基づき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無が審理判断されるべきとした点です。

木村草太教授の意見書が鍵

はっさく訴訟では、憲法学がご専門の木村草太東京都立大学教授に意見書を執筆頂き、また証人としても貴重な証言をして頂きました。

木村教授は、最高裁判所の考え方に照らしても、引下げの正当性は国側が主張立証すべきである旨を述べられており、原告らとしても被告らに対し、引下げの根拠等についてきちんと説明するよう求めてきました。今思えば、裁判所もデフレ調整のあり方には早い段階から関心を持っており、被告らに対して説明を求めたこともありましたが、被告らは最後まで具体的な説明をすることはありませんでした。

各地の裁判所を勇気づける判決

今回の東京地裁の判決は、従来の最高裁判所の判例に沿う形で厚生労働大臣の判断過程を審査し、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があるとしている点で大きな価値があり、今後判決を書く各地の裁判所を勇気づける判決となりましょう。



第7回総会いのちのとりで 盛況に終わる

6月26日、いのちのとりで裁判全国アクションの第7回総会が、メイン会場・愛知と、オンラインにて開催されました。冒頭は、昨年度の活動報告を踏まえた新年度の活動方針・予算案の提案・承認、続いて藤原精吾弁護士による基調講演、そして各地の活動交流と続きました。

今号では、承認された活動方針のうち、具体的な活動目標を共有します。各地の活動のなかで、できるところから具体化していきましょう。

1. 判決を迎える地域に対し、全国的な連携と支援を強化する。

判決を迎える地域について、運営委員会で判決前準備と当日、勝訴した場合の厚生労働省要請などの確認を行う。判決当日にオンラインでの集会が開かれる場合は、全国の支援する会からも積極的に参加し、原告らと喜んだり励まし合ったりする。原則として、判決前にいのとりニュースで取り上げ、判決後も、判決および裁判報告集会や原告の様子をニュースに掲載する。

2. 全国的な署名行動、各地裁・高裁への署名に取り組む

各地での署名活動があれば、運営委員会を通じて全国の支援者に呼び掛ける。

3. いのちのとりで裁判や生活保護を権利にするための集会、学習会などを開催する。

当アクションとして、国政選挙の候補者アンケート、各種記者会見、議員要請などを行う。

4. 全国の支援する会に、裁判所前を含む宣伝活動、地元議員への要請、候補者アンケートの実施、記者会見やマスコミへのレクチャー、学習会の実施を呼びかける。

全国各地での学習会等には、共同代表、事務局員、運営委員会委員などを学習会講師として派遣する。その際、黄色いリーフレットも活用する。



5. 運営委員会を定期的開催し、メーリングリストの活用に取り組み、各地と連携し、勝訴に向けた運動を推進する

6. いのちのとりでニュースの定期発行を行う。

今年度は、判決を迎える地域の紹介に力を入れる。また、各地の支援する会を紹介したり、各界から応援している人のメッセージを掲載するなど充実した内容を目指す。発行後は、全国の支援する会にその配布を依頼する。

7. 引き続き弁護団への財政的な支援、当アクションの財源確保に取り組む。

広くカンパを呼びかけるとともに、会費請求については定期的実施する。また中央団体に対し、財政支援を含む裁判支援を訴えていく。

8. ホームページの活用を呼びかけ、SNSなどの広報活動を充実するとともに、多くの市民に知ってもらえるようにさらに内容を充実させる。

9. 作成した「いのちのとりでリーフレット」を活用・普及する。

10. 25条バッジや、いのちのとりでのぼり、証人尋問記録集を普及する。

25

まもろう
憲法25条いのちのとりで裁判
全国アクション
NEWS発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310・FAX:06-6363-3320
〒530-0047 大阪府大阪市北区天神橋3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎

いのちのとりで 🔍 検索

18号 2022年9月発行

3本の矢は折れない

—大阪・熊本・東京判決での勝訴判決—

いのちのとりで裁判全国アクション事務局長
小久保 哲郎

勝訴判決は裁判官が考え抜いている

これまで勝訴判決は大阪地裁だけだった。しかし、2022年5月に熊本地裁、6月に東京地裁で続けさまに勝訴判決が出て、勝訴判決は3つになった。3つの判決を読むと、いずれも裁判官が自分の頭をフル回転させて真摯に考え抜いていることが伝わってくる。だから、それぞれに個性や独自性がある。

勝訴判決から読み取れること

大づかみに言うと、大阪地裁は、「デフレ調整」の誰がどう見てもおかしい点に狙いを定めて職人的に切り込み、「その余の点について判断するまでもなく」、「統計等の客観的数値等との合理的関連性」を欠くと判断した。熊本地裁と東京地裁は、大阪地裁より踏み込んで、「デフレ調整」が専門家の意見を全く聞かずにされた点を重視し、「専門的知見との整合性」を欠くと判断した。加えて、熊本地裁は、生活保護基準部会が出した数値を勝手に2分の1にした点も「専門的知見との

整合性」を欠くとした。さらに、東京地裁は、行政訴訟専門部らしく、先例である老齢加算訴訟最高裁判決を読み解き、厚生労働大臣の裁量権統制のあり方を具体的に示した。3つの判決が出そろったことで、原告側の主張がほぼ全て認められたことになる。

仙台判決は「コピペ判決」を踏襲

3連続勝訴判決が期待されたが、7月の仙台地裁判決は敗訴だった。これで3勝9敗となったが何も落ち込むことはない。さすがに「NHK受診料」の「誤字までコピペ」はなかったものの、仙台地裁判決には何の新規性もない。「何をどのように考慮するのも全て裁量」と厚労大臣に極めて広範な裁量を認める一方、「デフレで生活保護世帯の実質的可処分所得が本当に4.78%も増えたのか」という肝心な点の判断を逃がっている点で、これまでの「コピペ判決」を踏襲するものに過ぎない。

“矢の束”をつくらうではないか

1本の矢は折れやすくても、3本の矢は折れない。3つの個性的な勝訴判決は、折れない3本の矢だ。潮目は変わった。さらに1本ずつ矢の数を増やして、絶対に折れない“矢の束”をつくらうではないか。

10月19日(水)午前11時30分 横浜地裁にて判決

熊本・東京勝訴判決に、神奈川も続くぞ！

神奈川県生活と健康を守る会連合会 事務局長 峯松益幹



「神奈川生存権裁判」は2014年11月30日に「神奈川生存権裁判を支援する会」を起ち上げ支援体制の準備を行ってきました。

そして、2015年9月24日に47人の原告が立ち上がり提訴しました。

3つの特長

神奈川の闘いの特長は、①原告ご自身の頑張り。自分ごととして捉えてご自分の言葉で語られることの力強さ。証言台に上がった原告の数がそれを物語っています。

②「25条共闘」と呼んでいる県内の労働団体・民主団体との共同の力です。神奈川労連、年金者組合県本部、神奈川自治労連、県社保協らのご尽力。それらの団体を繋ぐ素晴らしい弁護士の先生方。このチームワークを挙げる事が出来ます。

③原告を具体的に支えてきた支援者・支援団体の力。支援する会に入っただく協力要請の団体・組織オルグ。「公正な判決を求める請願署名」。地裁前や人通りの多い場所での音出し宣伝など、県生健会に結集する皆さんを先頭に勇敢に進めてきました。

地裁宛署名は目標1万筆

いよいよ10月19日が横浜地裁判決ですが、請願署名は全国からのご支援も含め目標の1万筆に近づく勢いで進んでいます。

7年間の闘いの中で原告9人がお亡くなりになり、7名の方が施設入所・入院されています。

その想いをしっかり引き継いで、「原告から裁判長への手紙」といった取り組み、地裁職員向けチラシ・宣伝で、勝訴へのラストスパートをかけてまいります。

